

旧緊急時避難準備区域から家族4名で避難したが、仕事などの関係で家族との別離を余儀なくされた申立人らについて、家族別離に加え通勤・面会交通のための移動苦などを考慮し、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、X2、X3及びX4（以下、申立人4名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

2 既払い金及び既払い金の精算

- (1) 申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、金220万円を支払済みであることを確認する。
- (2) 申立人ら及び被申立人は、前記(1)の既払い金については、別紙記載の損害項目に充当する方法にて精算する。

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）の合計金額である1796万3181円から前項(2)に基づく既払い金220万円を控除した残額である金1576万3181円の支払義務のあることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（第1項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。ただし、別紙記載の精神的損害については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばないものとする。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月24日

（仲介委員 後藤正治）

X 1

損害項目	和解金額
避難費用（交通費）	49,000
避難費用（滞在費）	325,170
避難費用（生活増加費用。但し、X 1 所有の自動車にかかる損害を除く。）	912,892
避難時用（通信費増加）	62,829
避難費用（家族間の面会にかかる交通費増加分）	622,000
一時立入費用（交通費）	388,000
就労不能損害（退職後の減収分）	1,890,849
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	2,022,000
小計	6,272,740

X 2

損害項目	和解金額
就労不能損害	2,384,003
医療費	31,610
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	2,112,000
小計	4,527,613

X 3

損害項目	和解金額
就労不能損害	1,843,333
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	1,716,000
小計	3,559,333

X 4

損害項目	和解金額
避難費用（生活費）	18,373
就労不能損害	1,410,000
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	1,716,000
小計	3,144,373

弁護士費用	459,122
-------	---------

合計	17,963,181
----	------------